

元検察トップ「検察庁法改正案」反対

写真は朝日新聞 14 日朝刊「オピニオン」。二人の写真を見ていると、腹の底から腹が立ってくる。それにしても、安倍首相はなぜ、これほど検察幹部の定年延長にこだわるのか。退陣後に、自らに検察の手が回ることを、そんなに恐れているのか。それにしても黒川弘務東京高検検事長は、自らに関わるような人事案件の混乱に対して、検察庁幹部として潔く退かないのか。検事総長を 68 歳までつとめて、時の政権に付度したいのか。二人の腹立たしい写真を見ていて、沸々と疑問が湧いてきた。標題について、同紙 16 日朝刊リードから一松尾邦弘・元検事総長(77)ら検察 OB 有志が 15 日、政府の判断で検察幹部の定年延長を可能にする検察庁法改正案に反対する意見書を法務省に提出した。法改正について「検察人事への政治権力の介入を正当化し、政権の意に沿わない動きを封じて、検察の力をそごうと意図している」と批判。定年延長を認める規定の撤回を求めた。



意見書の要旨（同紙）の最初と最後だけ紹介しておきたい。

1 月末の閣議決定による黒川弘務東京高検検事長の定年延長は検察庁法に基づかないものであり、法的根拠はない。内閣はこの閣議決定を撤回せず、定年を超えての留任という異常な状態が現在も続いている。検察官は起訴不起訴の決定権すなわち公訴権を独占し、併せて捜査権も有する。政財界の不正事犯も当然捜査の対象となる。捜査権をもつ公訴官としてその責任は広く重い。時の政権の圧力によって起訴に値する事件が不起訴とされたり、起訴に値しない事件が起訴されたりするような事態が発生することがあれば、日本の刑事司法は適正公平という基本理念を失って崩壊することになりかねない。こうした検察官の責任の特殊性、重大性から一般の国家公務員を対象とした国家公務員法とは別に検察庁法という特別法を制定し、身分保障規定を設けている。検察官も一般の国家公務員であるから、国家公務員法が適用されるというような皮相的な解釈は成り立たないのである。

かつてロッキード世代と呼ばれる世代があったように思う。ロッキード事件の捜査、公判に関与した検察官や検察事務官ばかりでなく、一喜一憂しつつ見守っていた多くの関係者、広くは国民大多数だ。…… 黒川氏の定年延長閣議決定、今回の検察庁法改正案提出と続く一連の動きは、検察の組織を弱体化して時の政権の意のままに動く組織に改変させようとする動きであり、ロッキード世代として看過しえない。内閣が潔くこの改正法案のうち検察幹部の定年延長を認める規定は撤回することを期待する。あくまで維持するのであれば、与野党を超えて多くの国会議員と法曹人、そして心ある国民すべてが、この検察庁法改正案に断固反対の声を上げて阻止する行動に出ることを期待してやまない。

(2020 年 5 月 18 日)